

青森県報

号外第三十一号

令和四年
三月三十日
(水曜日)

目次

訓令

○青森県職員服務規程の一部を改正する訓令……………(人事課) ……

教育委員会

○青森県教育委員会職員服務規程の一部を改正する訓令……………(職員福利課) ……

訓令

青森県訓令甲第七号

青森県職員服務規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和四年三月三十日

青森県知事 三村 申吾

青森県職員服務規程の一部を改正する訓令

青森県職員服務規程(昭和三十六年九月青森県訓令甲第二十九号)の一部を次のように改正する。

目次中 「第二章 服務の宣誓(第三条) を「第二

第三章 勤務時間等、休暇及び欠勤等(第四条―第七条の七)」

章 勤務時間等、休暇及び欠勤等(第三条―第七条の七)」に、「第四章」を「第三

章」に、「第五章 宿日直(第十六条―第二十七条)

第六 職員き章及び職員の証(第二十八条・第二十九条)」を「第四章

職員記章及び職員の証(第十六条・第十七条)」に、「第七章」を「第五章」に、

「第三十条―第三十三条」を「第十八条―第二十条」に、「第八章」を「第六章」

に、「第三十四条―第三十六条」を「第二十一条・第二十二条」に改める。

第二章を削る。

第三章中第四条を第三条とし、第四条の二を第四条とし、同章を第二章とする。

第四章を第三章とする。

第五章を削る。

第六章の章名中「職員き章」を「職員記章」に改める。

第二十八条の見出しを「(職員記章)」に改め、同条第一項中「職員き章(第九号

様式)」を「職員記章(第六号様式)」に改め、同条第三項中「職員き章を紛失又はき損

した」を「職員記章を紛失し、又は毀損した」に、「すみやかに職員き章紛失(き

損)届(第十号様式)」を「速やかに職員記章紛失(毀損)届(第七号様式)」に改め、

同条第四項中「職員が」を「職員は」に、「失なつた」を「失つた」に、「職員き

章」を「職員記章」に改め、第六章中同条を第十六条とする。

第二十九条第一項中「第十一号様式)をけい帯しなければ)を「第八号様式)を携

帯しなければ)に改め、同条第二項中「の変更のあつた場合)を「に変更を生じたと

き)に、「すみやかに)を「速やかに)に、「第十二号様式)を「第九号様式)に、

「うえ)を「上)に改め、同条第三項中「紛失又はき損した)を「紛失し、又は毀損

した)に、「第十三号様式)を「第十号様式)に、「知事の)を「知事に)に改め、

同条を第十七条とする。

第六章を第四章とする。

第三十条第一項中「すみやかに)を「速やかに)に改め、第七章中同条を第十八条

とする。

第三十一条第一項中「すみやかに)を「速やかに)に、「第十五号様式)を「第十

一号様式)に改め、同条第二項中「終つた)を「終つた)に改め、同条を第十九

条とする。

第三十二条を削る。

第三十三条第一項中「第十七号様式)を「第十二号様式)に改め、同条第二項中

「第十八号様式)を「第十三号様式)に改め、同条を第二十条とする。

第七章を第五章とする。

第三十四条を削る。

第三十五条中「第二十号様式」を「第十四号様式」に改め、第八章中同条を第二十一条とする。

第三十六条を第二十二条とする。

第八章を第六章とする。

第五号様式の(その二)中「種(密)田先機國名」を「所風」に改める。

第六号様式から第八号様式までを削る。

第九号様式中「第28条」を「第16条」に改め、同様式を第六号様式とする。

第十号様式中「第28条」を「第16条」に、「職員印章紛失(き損)届」を「職員印章紛失(毀損)届」に、「き損」した」を「毀損)した」に、「き損)の」を「(毀損)の」に改め、同様式を第七号様式とする。

第十一号様式中「第29条」を「第17条」に改め、同様式を第八号様式とする。

第十二号様式中「第29条」を「第17条」に改め、同様式を第九号様式とする。

第十三号様式中「第29条」を「第17条」に、「(き損)」を「(毀損)」に改め、同様式を第十号様式とする。

第十四号様式を削る。

第十五号様式中「第31条」を「第19条」に改め、同様式を第十一号様式とする。

第十六号様式を削る。

第十七号様式中「第33条」を「第20条」に改め、同様式を第十二号様式とする。

第十八号様式中「第33条」を「第20条」に改め、同様式を第十三号様式とする。

第十九号様式を削る。

第二十号様式中「第35条」を「第21条」に改め、同様式を第十四号様式とする。

附則

この訓令は、令和四年四月一日から施行する。

教育委員会

青森県教育委員会訓令甲第七号

庁内一般
出先機関
所轄教育機関

青森県教育委員会職員服務規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和四年三月三十日

青森県教育委員会

青森県教育委員会職員服務規程の一部を改正する訓令

青森県教育委員会職員服務規程(昭和三十七年七月青森県教育委員会訓令甲第九号)の一部を次のように改正する。

目次中「第二章 服務の宣誓(第三条)」を「第二章 削除」に改める。

第二章を次のように改める。

第二章 削除

第三条 削除

第八条を次のように改める。

第八条 削除

第三号様式を次のように改める。

第3号様式

附則

この訓令は、令和四年四月一日から施行する。

(発行所・発行人)
青森市長島一丁目一番一号
青森県

(印刷所・販売人)
青森市第二問屋町三丁目一番七七号
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行
定価 小口一枚二付十五円